

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学術研究支援総合センター運営規則を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) <u>総括チームリーダー(財務担当)</u></p> <p>(9) <u>研究支援・産学連携チームリーダー</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 センターの業務を遂行するため、<u>研究支援・産学連携チームの事務職員</u>は、第5条に定める施設及び第7条、第10条に定める委員会の事務を担当し処理する。</p> <p>(協力事務)</p> <p>第13条 第7条第1項第5号から第7号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる<u>事務職員のチーム</u>が各協力事務を担当する。</p> <p>(1) <u>財務企画チーム</u>は、全学的な管理計画に係る事務を担当する。</p> <p>(2) <u>府中地区会計チーム及び小金井地区会計チーム</u>は、学府等学科専攻単位における教育研究基盤的設備の管理運用状況及び計画等の取りまとめに係る事務を担当する。</p>	<p>第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) (削る)</p> <p>(8) <u>研究国際部長</u></p> <p>(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(事務)</p> <p>第12条 センターの業務を遂行するため、<u>研究国際部研究支援課</u>は、第5条に定める施設及び第7条、第10条に定める委員会の事務を担当し処理する。</p> <p>(協力事務)</p> <p>第13条 第7条第1項第5号から第7号に係る業務を遂行するため、次の各号に掲げる<u>課又は室</u>が各協力事務を担当する。</p> <p>(1) <u>財務部財務課</u>は、全学的な管理計画に係る事務を担当する。</p> <p>(2) <u>府中地区事務部会計室及び小金井地区事務部会計室</u>は、学府等学科専攻単位における教育研究基盤的設備の管理運用状況及び計画等の取りまとめに係る事務を担当する。</p>	

附 則 (24 術規則第1号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。